

答申第203号  
令和元年8月5日

神戸市長  
久元喜造様

神戸市情報公開審査会  
会長 窪田 充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

平成30年8月27日付神行総総第1100号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「建築工事届」の公文書を保有していないことによる非公開決定及び「確認審査報告書、建築計画概要書」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書を保有していないことによる非公開決定及び部分公開決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「平成 29 年〇月〇日付『第〇号』の建築計画について指定確認検査機関から受けた文書一式（チェックリストは除く。建築工事届を含む。）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、「建築基準法第 6 条の 2 第 5 項の規定による確認審査報告書」を特定の上、部分公開決定を行った。
- (3) これに対し請求人は、当該部分公開決定は非公開部分の判断、文書特定及び理由付記に不備があるとして、当該決定の取消しを求めて審査請求を行った。この結果、審査庁は裁決により当該決定を取り消した。
- (4) 裁決による取消し後、処分庁は、当初決定において特定した「建築基準法第 6 条の 2 第 5 項の規定による確認審査報告書」に加えて「建築工事届」及び「建築計画概要書」を文書特定の上、「建築工事届」については、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定 1」という。）を行い、「確認審査報告書」及び「建築計画概要書」については、改めて建築主及び指定確認検査機関の従業員氏名を非公開とする部分公開決定（以下「本件決定 2」という。）を行った。
- (5) これに対し請求人は、本件決定 1 及び 2 の取消しを求めて、審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、平成 30 年 6 月 25 日受付の審査請求書、7 月 9 日受付の追加主張、8 月 10 日受付の申立書、令和元年 5 月 31 日の審査会における口頭意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 条例第 1 条では、条例における解釈及び運用の基本原則を定めている。この定めによれば、情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより、適正な権力の執行を担保することが条例の趣旨であると考えられる。
- (2) 本件処分が適切に行われているかどうか改めて精査していただきたい。特に、建築工事届の存否について精査していただきたい。処分庁では情報公開条例に係る審査請求が提起された際、対象公文書の保全についてどのように定めているのか。

処分庁から示された公文書を保有していないことによる非公開決定通知書には、公文書を保有していない理由として、公開請求を受理した時点では建築工事届は処

分庁の公文書に該当するものの、審査請求の裁決書謄本の送付を受けた時点では既に当該文書は兵庫県知事あてに送付し、処分庁として保有していない旨が記載されている。しかし、請求人に対する当初の公開決定の時点では処分庁は文書を保有していたのであり、当初の公開決定時に処分庁が文書特定を誤っていなければ、請求人は当該文書を見ることができたはずである。本来対象公文書だったものが適切に特定されていなかったことについて納得がいかなかったため、審査請求したものである。決定通知書には、自分たちが誤ったという言葉は一言もなく、ないものはない、との理由付記のみでは説明責任を果たせていない。

- (3) 建築計画概要書について、建築主の氏名等を非公開とする考え方に関しては、国等の考え方とは異なるものの、プライバシー型を採用する神戸市の情報公開条例に基づき示された審査会答申の考え方を踏まえた決定であり、一定理解はしているが、処分庁は非公開とすべきでない部分についてもマスキングしているように思われる。具体的には、対象文書中「〇〇様邸」と記載されている部分のうち「様」の部分までが伏せられている。情報公開条例上、原則は全て公開で、他の権利とぶつかるような場合に限り例外的に非公開となるはずであり、マスキングする部分は限りなくなくすようにしなければならない。そうでなければ、行政がプライバシーであるとの理由をもって不都合な情報を消してしまう恐れがあると懸念する。

#### 4 処分庁の主張

処分庁の主張を、平成30年7月19日受付の弁明書、11月13日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 建築工事届は、建築基準法（以下「建基法」という。）第15条の規定に基づき、建築主が建築主事を経由して都道府県知事に届け出る文書である。実務的には、建築主が、確認申請手続きの際に指定確認検査機関に建築工事届を提出し、指定確認検査機関が確認処分の報告と合わせて建築主事あてに送付する。処分庁が受け付けた建築工事届は、1か月分をまとめて翌月上旬に兵庫県の所管部署に送付することとされている。

平成28年度第60号審査請求（以下「前回審査請求」という。）の裁決の理由として「処分庁において管理している段階では、建築工事届は処分庁の職員が職務上取得し、職員が組織的に用いている文書であることから、建築工事届は公文書である」と示されており、本件建築工事届が処分庁の公文書である期間は、処分庁が受け付けてから兵庫県に送付するまでの間である。

前回審査請求の裁決を受けた時点では、処分庁は本件建築工事届を兵庫県に送付しており、本件建築工事届は兵庫県の公文書となっている。

よって、改めて処分を行うに際しては、本件建築工事届について、処分庁は公文書公開決定権限を含め公文書管理権限を有しておらず、公文書を保有していないとしたものであり、本件決定1は正当と考える。

- (2) 公文書管理規程（昭和 35 年 4 月訓令甲第 8 号）第 34 条第 1 項第 2 号において、条例第 8 条の規定による公開の請求があったものについては、保存期間の満了する日後においても、条例第 13 条第 1 項または第 2 項に規定する決定の日の翌日から起算して 1 年間保存期間を延長するものと定められている。しかし、建築工事届は、建基法第 15 条の規定に基づき建築主事を経由して兵庫県知事に届け出られるものであり、処分庁が兵庫県に送付を終えた時点では処分庁に建築工事届は存在せず、保存すること及び保存期間を延長することはできない。そのため、本件については上記規定が適用されない。
- (3) 前回審査請求の裁決によれば、建基法に基づく建築計画概要書閲覧制度と条例に基づく公文書公開制度は、制度の趣旨から公開範囲が異なるため、建築計画概要書閲覧制度において公開される建築主の住所及び氏名を条例に基づき公文書公開請求において非公開とすることは妥当である。本件決定 2 は、この裁決に沿って個人情報情報の部分を非公開としたものであり、正当と考える。

## 5 審査会の判断

### (1) 争点について

処分庁が、本件決定 1 において「建築工事届」を保有していないことにより非公開としたことに対し、請求人は、当初の公開請求の時点において処分庁は対象文書を保有していたのであり、適切な文書特定が為されなかったことについて納得できないとしている。また、処分庁が本件決定 2 において「確認審査報告書」及び「建築計画概要書」における建築主及び指定確認検査機関の従業員氏名等を条例第 10 条第 1 号に該当するとして非公開としたことに対し、請求人は、条例上非公開とすべきでない情報まで伏せられているとして、マスキング処理が適切に行われているかどうか改めて精査することを求めている。

したがって、本件における争点は、「建築工事届」を不存在とした本件決定 1 の妥当性、及び本件決定 2 において非公開とされた情報の条例第 10 条第 1 号の該当性である。

以下、検討する。

### (2) 「建築工事届」に係る不存在決定の妥当性について

当審査会において、処分庁に対する事情聴取を行うとともに関係資料を見分したところ、処分庁における「建築工事届」の取扱いは以下のとおりである。

処分庁は、平成 29 年 1 月 19 日に「建築工事届」を受理し取得した。処分庁は、同月 24 日に請求人から「建築工事届」を含めた公開請求書を受け付け、同月 31 日付で公開請求に対する公開決定を行ったが、この時点で「建築工事届」は保有しているものの、本市の公文書ではないと理解し対象文書として特定を行わなかった。

その後、処分庁は同年 2 月 7 日に「建築工事届」を兵庫県知事あてに送付したが、「建築工事届」の写しを取るような運用は行っていなかったとしている。

本件決定 1 に至った経緯としては、処分庁は平成 29 年 2 月 9 日受付の審査請求

に対する裁決書謄本を収受した平成 30 年 5 月 17 日時点では、既に「建築工事届」を兵庫県知事あてに送付し、写しも保有していないことから、平成 30 年 5 月 25 日付で不存在とする決定を行ったとしている。

審査会は、答申第 190 号において、「建築工事届」を神戸市の公文書であると判断しているところであり、神戸市の公文書管理規程（昭和 35 年 4 月 30 日 訓令甲第 8 号）第 34 条第 1 項に基づけば、条例第 8 条の規定による公開請求の対象となった公文書は、条例第 13 条第 1 項又は第 2 項に規定する決定の日の翌日から起算して 1 年間経過するまでの間は保存期間を延長することになっており、仮に「建築工事届」のように、原本を兵庫県知事に提出しなければならないのであれば、写しを保有することによって保存期間を延長すべきものであったといえる。

しかしながら、処分庁は公開請求時点で公文書ではないとの誤った認識によって処理したことにより、平成 29 年 2 月 7 日に「建築工事届」を兵庫県知事あてに送付して以降、原本及びその写しを保有していないというのであり、平成 30 年 5 月 17 日に審査請求の裁決を受けた時点では「建築工事届」を保有していないとする処分庁の説明自体には不合理な点は認められず、処分庁が行った不存在決定は妥当であると言わざるを得ない。

しかし、当初の公開請求時点において、処分庁は「建築工事届」を保有していたのであり、適切に対象文書の特定がなされていれば書類を閲覧することができたはずとする請求人の主張は首肯できる。処分庁においては、今後同様のことがないよう、文書特定に関して適正かつ慎重な対応が望まれる。

### (3) 「確認審査報告書」及び「建築計画概要書」における非公開部分の条例第 10 条第 1 号該当性について

請求人によれば、本件審査請求は、先例答申（平成 30 年 4 月 27 日付け神戸市情報公開審査会答申第 190 号）を踏まえた非公開決定自体に異議を申し立てているのではなく、先例答申で示された判断基準に則ったマスキング処理が適切になされているか否かにつき、精査すべきであるとしている。

具体的には、本件決定 2 のうち請求人が精査すべきとしているのは「建築計画概要書」における建築物の名称中、「〇〇様邸」と記載されている部分であり、フリガナ表記は「〇〇サマテイ」と適切に建築主の姓のみがマスキング処理されているにもかかわらず、漢字表記は「〇〇邸」となっており、建築主の姓に加え、本来非公開とすべきでない「様」までが不適切にマスキング処理されている、との指摘がある。

審査会が見分したところ、「建築計画概要書」の該当部分において、請求人の指摘どおりのマスキング処理がなされている事実が認められた。この点について、同一情報のフリガナ表記が公開されていることを踏まえれば、条例第 10 条第 1 号該当性を検討するまでもなく、漢字表記の「様」部分について処分庁のマスキング処理が不正確であったことが認められる。

原則公開を基本とする条例に照らせば、マスキング処理は確実かつ正確になされ

ることが求められており、処分庁による当該処理は不正確なものであったと言わざるを得ない。処分庁においては、今後同様のことがないよう、的確な事務処理を行われたい。

なお、本件決定2において、漢字表記の「様」部分がマスキング処理されたことについては、極めて軽微な瑕疵であり、本件処分を取り消すまでの違法性及び不当性は認められない。

#### (4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

#### (参 考) 審査の経過

| 年 月 日       | 審査会      | 経 過                         |
|-------------|----------|-----------------------------|
| 平成30年6月25日  | —        | * 審査請求人から審査請求書を受理           |
| 平成30年7月9日   | —        | * 審査請求人から審査請求の追加主張を受理       |
| 平成30年7月19日  | —        | * 処分庁から弁明書を受理               |
| 平成30年8月10日  | —        | * 審査請求人から申立書を受理             |
| 平成30年8月27日  | —        | * 諮問書を受理                    |
| 平成30年8月28日  | —        | * 処分庁から申立書に対する回答書を受理        |
| 平成30年11月13日 | 第319回審査会 | * 処分庁の職員から非公開理由等を聴取<br>* 審議 |
| 令和元年5月31日   | 第324回審査会 | * 審査請求人から意見陳述<br>* 審議       |
| 令和元年6月28日   | 第325回審査会 | * 審議                        |
| 令和元年7月23日   | 第326回審査会 | * 審議                        |